

議案第91号

令和2年度農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積  
(別段の面積)の設定について

農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条の規定により、下記のとおり別段の面積を定めることについて審議を求める。

令和2年3月25日提出

登米市農業委員会  
会長 高橋 清 範

記

1. 農地法施行規則第17条第1項の適用

設定区域	別段の面積
登米市のうち登米町・ 東和町の区域	40 アール
登米市のうち津山町の区域	30 アール

2. 農地法施行規則第17条第2項の適用

設定区域	別段の面積
空き家に付属した農地 (登米市空き家に付属した農地の 別段の面積取扱規程により農業 委員会が指定した農地に限る)	0.01アール